

東京都の最低賃金は？

Q 東京都の最低賃金について教えてください。

A 平成 30 年 10 月 1 日より東京都の最低賃金が 9 8 5 円（時間額）に改定されました。

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度額を定めています。各都道府県別に定められた地域別最低賃金と、産業別に定められた特定最低賃金の 2 種類があります。

そのどちらにも適用される場合には、金額の高い方が最低賃金となり、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません（東京都は地域別最低賃金の 9 8 5 円が適用）。

もし最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めたとしても、その賃金は法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

事業場で働くパート、アルバイト等雇用形態や呼称に関係なく、すべての労働者とその使用者に適用されます。一部の労働者（条件あり）については都道府県労働局長の許可を得た場合、最低賃金額以下で雇用することが出来ます。

対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与）等は算入されません。

また、日給制や月給制の場合は時間額に換算してその金額を最低賃金額（時間額）と比較し、実際の賃金が最低賃金額以上かどうかを確認することになります。

最低賃金は毎年 10 月ごろに改定されています。毎年忘れずに確認することが必要です。

詳しくは最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

* 日給額 ÷ 1 日の平均所定労働時間 = 時間額 ≥ 最低賃金

* 月給額 ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間 = 時間額 ≥ 最低賃金